

東京大学紅茶同好会 KUREHA OB・OG 会に関する細則（案）

第一章 総則

第一条 この細則は、東京大学紅茶同好会 KUREHA 規約（以下「規約」という）第三十七条に基づき、東京大学紅茶同好会 KUREHA（以下「当会」という）OB・OG 会の会員資格及び運営に関する手続を定めることを目的とする。

第二条 この細則は、規約第三十八条により、改正される。

第二章 OB・OG 会会員資格

第三条 以下の者は、当会 OB・OG 会に所属することができる。

- 一 学生として当会に一年以上所属し、卒業等によって学生としての会員資格を失う者
- 二 役員会において、OB・OG 会入会が妥当であると認められた者

以下の条文は、当会 OB・OG 会発足に検討する。